

入間市国民健康保険条例改正要旨

◆出産育児一時金の見直し【令和5年4月1日から施行】

健康保険法施行令の一部が改正(令和5年2月1日公布、令和5年4月1日施行)され、出産育児一時金の額が見直されたことに伴い条例の改正を行う。

〔改正の内容〕

現行の出産育児一時金は、出産育児一時金が408,000円、産科医療補償制度(注1)の加算額12,000円をあわせて420,000円を支給している。

出産育児一時金については、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」(令和4年12月15日)において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされた。

このことを踏まえ、出産育児一時金について408,000円から488,000円に引き上げる。これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は、500,000円となる。

(注1) 産科医療補償制度とは、通常妊娠・分娩にもかかわらず重度脳性麻痺になった児童と家族に1件当たり3,000万円を補償する制度。

支給項目	改正前	改正後	差額
出産育児一時金	408,000円	488,000円	80,000円
加算額	12,000円	12,000円	0円
支給額	420,000円	500,000円	80,000円